

「雇入れ時の安全衛生教育及びビジネスマナー教育」受講のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

登録番号 T5270005000526

労働安全衛生法第59条第1項では、「事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」、同条第2項で、「前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する」と定められ、すべての労働者について安全衛生教育を行うよう、事業者には義務付けられています。

当協会西部支部では、新入社員等のみなさまに労働災害を防ぐための知識及び、社会人として必要なビジネスマナーを身につけていただくことを目的とし、「雇入れ時の安全衛生教育」「ビジネスマナー教育」を併せて、下記のとおり実施いたします。

新入社員等のみなさまには、この機会にぜひ、各教育を受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和7年5月8日(木) 9:00~17:00 (8:30受付開始)

2. 講習会場 「米子食品会館」 米子市旗ヶ崎2030

※米子食品会館駐車場が満車の場合は、近くの『デルパラ旗ヶ崎店』さんの3階屋外駐車場に駐車して下さい。『(株)スペック』さん前には駐車しないでください。

4. 講習日程 「雇入れ時の安全衛生教育」 9:00~15:00
「ビジネスマナー教育」 15:00~17:00

5. 受講料金 1名様(税込、受講料とテキスト代)

鳥取県労働基準協会員	10,000円	〔消費税10% 内税	909円〕
非協会員	12,000円	〔消費税10% 内税	1,090円〕

6. 申込方法 別添申込書に氏名等必要事項を明記の上、FAX・E-mail 又は郵送にてお申し込みください。
受講料金は、申込期限までに振込み又は当協会西部支部へご持参ください。

【口座番号】 山陰合同銀行 米子支店 (普) 3699989
(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

※振込手数料は、貴社にてご負担をお願いします。

※受講当日は受け付けません。

※申込期限以降の取消については、受講料金は返却できませんので予めご了承願います。

8. 申込期限 令和7年4月28日(月)

9. その他
- (1) 労働基準協会発行の「特別教育等受講者記録(旧受講証)」をお持ちの事業所は、必ず受講者に持参させ、受付の際にご提出ください。
 - (2) 受講者に当日の日程を周知させておいてください。(受講者への『受講票』は事前に発行しませんので、開始時刻までに会場へお越しください。)
 - (3) 名刺をお持ちの方は持参してください。
 - (4) サンドル、スリッパ等でのご来場はご遠慮ください。
 - (5) 受講者の健康確保や感染症等の感染拡大を防止する観点から、発熱や体調不良の症状がみられる場合は、受講を控えていただきますようお願いいたします。また、会場には、アルコール消毒等を用意しておりますので、ご自由にご利用ください。

【お問い合わせ先】 (一社) 鳥取県労働基準協会西部支部 TEL: 0859-34-5876 FAX: 0859-34-6877

「雇入れ時の安全衛生教育及びビジネスマナー教育」受講申込書

令和7年5月8日（木）開催

フリガナ 氏 名	

※受講者の氏名（フリガナ）をご記入ください。

※該当する方に○印をしてください。

協会員 (東 部・中 部・西 部) / 非協会員

受講者数 (名) 受講料金 (計 円)

※インボイス請求書の発行 (希望する ・ 希望しない)

(メールでの対応を希望される場合は、下記アドレスへメールしてください。)

上記のとおり申し込みます。

受講料金は別途（ 月 日）振込みます。

(月 日) 協会西部支部へ持参します。

【口座番号】 山陰合同銀行 米子支店 (普) 3699989

(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

令和 年 月 日
 下 一

所在地

事業所名

担当者名

(TEL :)

(FAX :)

※必ず連絡がとれる電話番号（携帯電話等）をご記入願います。

(日程調整等で連絡させていただく場合があります。)

(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部長 殿

【申込期限：令和7年4月28日（月）】

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

FAX 0859-34-6877

※お申し込みはメールでも E-mail:ro-kyoukaiseibu@almond.ocn.ne.jp